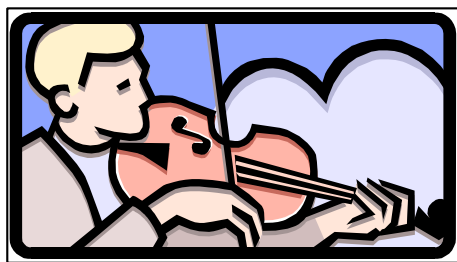


◇在宅ねたきり登録をされた方へ……◇

在宅ねたきり登録をすることにより該当するサービス等は、次のとおりです。

事業等名	事業等内容	助成等内容	お問い合わせ
水道料金・下水道使用料減免	水道料金及び下水道使用料の減免をおこないます。	水道料は家事用基本料金相当額を、下水道使用料は基本使用料相当額を減免します。 (その世帯のすべての者が当年度の市民税所得割が非課税であることが必要です。)	市役所 高齢介護課 Tel.82-7394(直通)
福祉タクシー券	通院等の利便を図るため、タクシー利用券を交付し費用の一部を助成します。	500円の助成券を年間48枚まで交付します。 (申請月により枚数が変わります。)	市役所 障害福祉課 Tel.82-7616(直通)
特別障害者の所得税及び住民税の控除	障害者控除対象者認定書の交付申請を行い、交付を受けた認定書により、所得税及び住民税の基礎となる所得から一定額が控除される場合があります。	控除額については、所得税は平塚税務署、住民税は市民税課にお問い合わせください。 手続きは、確定申告(給与所得者は年末調整)時に、福祉事務所から交付された認定書を提示等する。	・所得税の控除(平塚税務署 Tel.22-1400(代表)) ・住民税の控除(市役所市民税課 Tel.82-5130(直通)) ・認定書の交付(市役所高齢介護課 Tel.82-7394(直通))

なお、身体状況により「**身体障害者手帳**」が交付される場合があります。(お問い合わせ 市役所 障害福祉課 82-7616)



在宅ねたきり登録事務の担当は、秦野市役所 高齢介護課 在宅高齢者支援担当です。

電話 82-7394(直通)